

ご契約者さま用商品説明資料

正式名称	商品名称
通貨選択型一時払終身保険	未来につなげる終身保険v2

万一の場合の死亡保障を一生確保し、ニーズにあわせてタイプとコースを選択できる円建または外貨建の一時払終身保険です。

告知ありタイプ 【基本コース】 ※お申込み後にタイプとコースの変更はできません。

■ 基本コースの特徴

POINT 1 死亡・高度障害に対する保障は、契約時から一時払保険料を上回ります。

- 一時払保険料より高い基本保険金額*が、契約時から生涯にわたって保証されています。
- * 基本保険金額は、死亡保険金・高度障害保険金を支払う際に基準となる金額です。一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニュライフ生命の定める方法で計算されます。
- ※ 契約通貨建の死亡保険金・高度障害保険金を円に換算した場合、為替レートによっては、お申込みいただいた金額の円換算額（円でお申込みいただいた場合はその金額）を下回り、元本割れすることがあります。

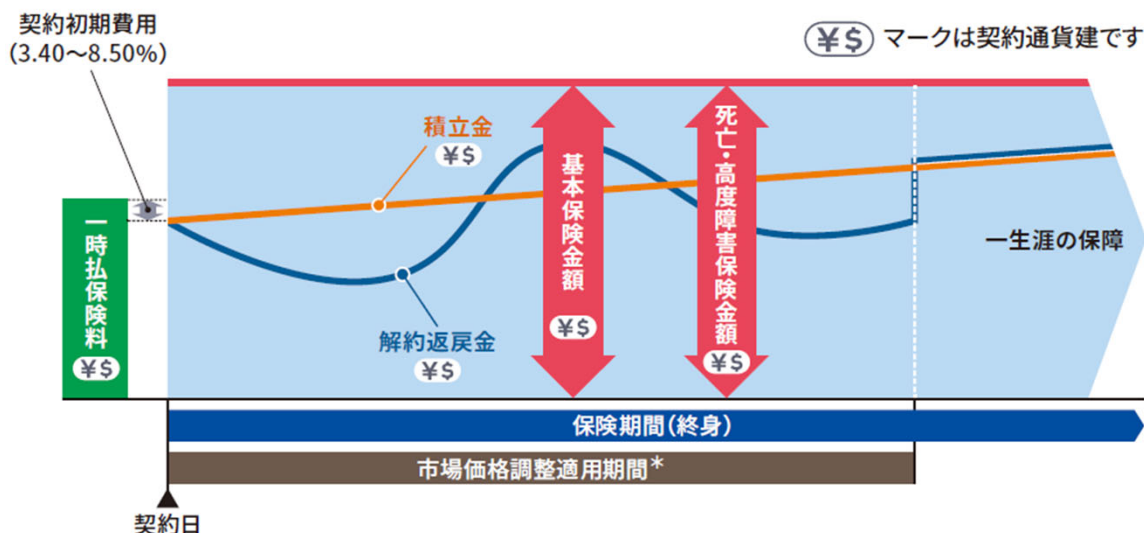
POINT 2 大切なご家族に、円でふやしてのこせます。外貨でふやしてのこせます。

- 契約通貨は、円、米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。一時払保険料のお支払いおよび保険金等のお支払いは、契約通貨で行います。
- 契約通貨が、米ドル・豪ドルの場合、保険料の払込通貨を契約通貨と異なる通貨から選択できます。

POINT 3 わかりやすい簡単な告知でお申込みできます。

※ 基本保険金額と一時払保険料との差額が告知書扱の加入限度額を超える場合は、医師による診査や健康診断書のご提出および専用の告知書による告知が必要になります。

■ イメージ図



- * 次のいずれか短い期間です。
- 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
 - 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間



**この商品はマニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。**

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

■ 基本コースの特徴

POINT 1 第1保険期間は、2年・3年・5年・7年・10年のいずれかから選択できます。

- 第1保険期間では、契約日の1年後から一時払保険料に対し一定の割合で死亡保障が毎年増加します。

※契約後に、第1保険期間の変更はできません。

POINT 2 死亡保障は、第1保険期間終了後から大きく増加します。

- 第1保険期間の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間の死亡保険金額が大きくなります。
- 第2保険期間中に万一のことがあった場合、基本保険金額*と解約返戻金額のいずれか大きい金額を、死亡保障としてお受けいただけます。

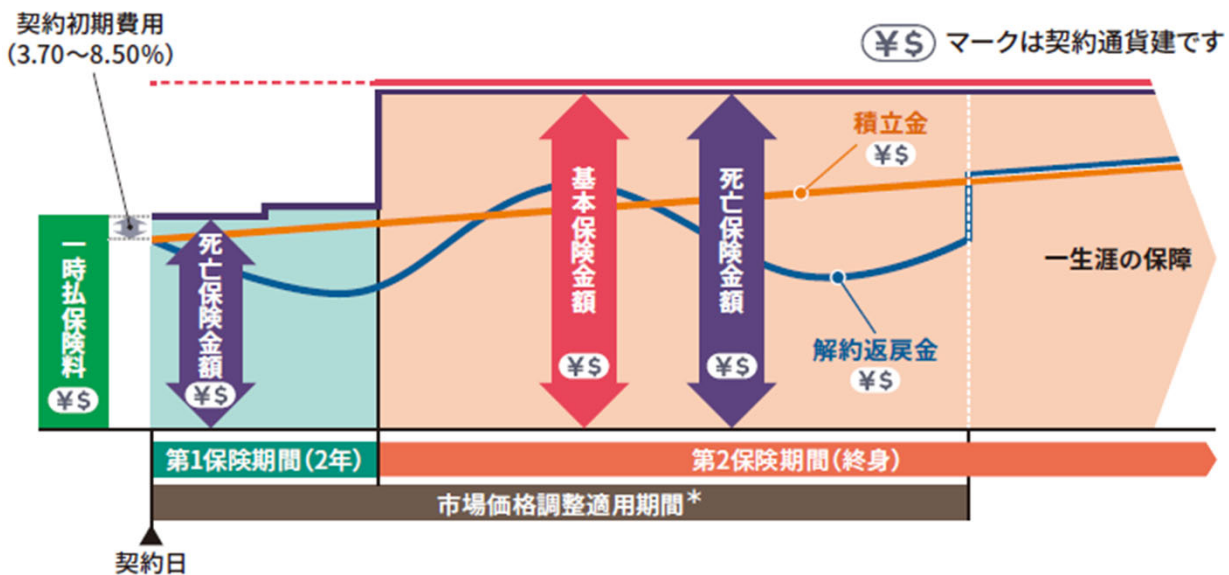
* 基本保険金額は、死亡保険金を支払う際に基準となる金額です。一時払保険料や第1保険期間、契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別に基づいて、マニライフ生命の定める方法で計算されます。

※ 契約通貨建の死亡保険金を円に換算した場合、為替レートによっては、お払込みいただいた金額の円換算額（円でお払込みいただいた場合はその金額）を下回り、元本割れすることがあります。

POINT 3 大切なご家族に、円でふやしてのこせます。外貨でふやしてのこせます。

- 契約通貨は、円、米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。一時払保険料のお払込みおよび保険金等のお支払いは、契約通貨で行います。
- 契約通貨が、米ドル・豪ドルの場合、保険料の払込通貨を契約通貨と異なる通貨から選択できます。

■ イメージ図 第1保険期間：2年の場合



* 次のいずれか短い期間です。

- ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
- ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

※ 「告知なしタイプ」は、高度障害に対する保障はありません。



**この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。**

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる場合があります。

告知ありタイプ

【特定疾病保障コース】 特定疾病保障コースとは、「特定疾病保障特則（24）」を適用した契約です。

※お申込み後にタイプとコースの変更はできません。

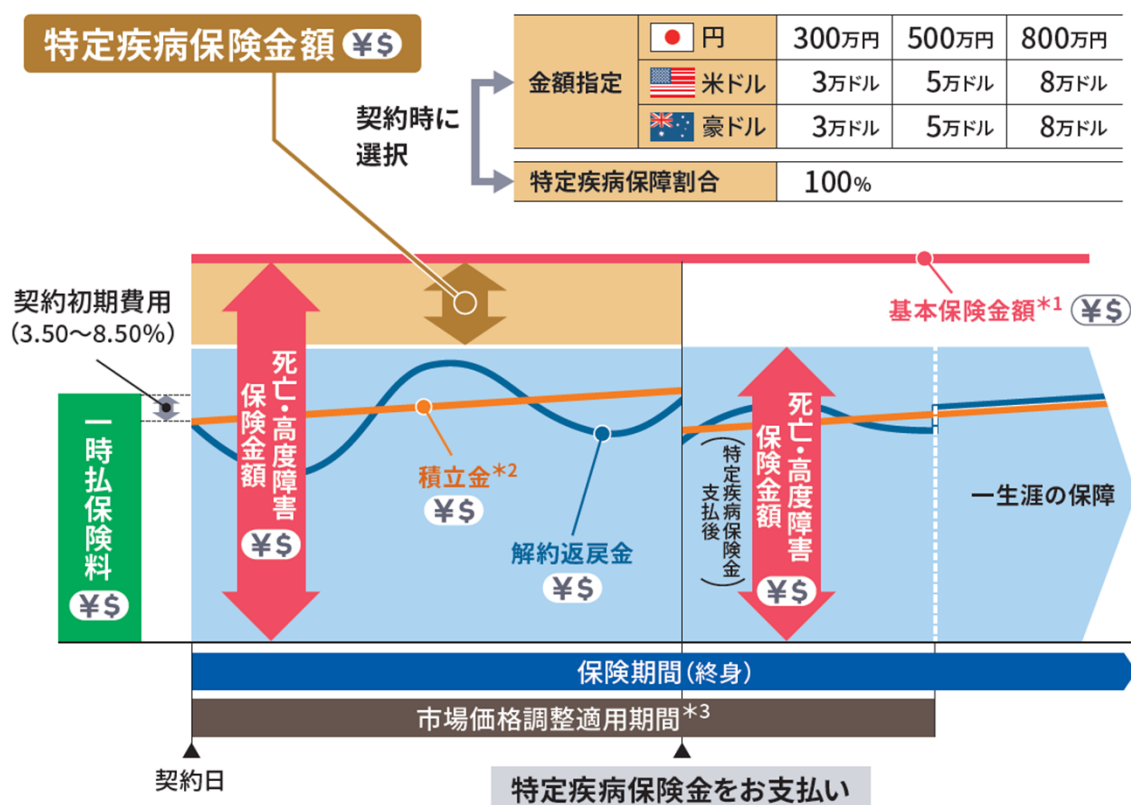
■ 特定疾病保障コースの特徴

ガン等の病気に備える

- 契約時に、特定疾病保険金額の金額指定または特定疾病保障割合を選択いただきます。特定疾病の支払事由に該当した場合、特定疾病保険金を被保険者にお支払いします。特定疾病保険金を支払った後も、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額が、死亡・高度障害保険金として一生涯継続します（特定疾病保障割合100%以外を選択された場合）。

■ イメージ図 （特定疾病保障割合100%以外を選択された場合）

（¥\$）マークは契約通貨建てです



- *1 基本保険金額は、死亡・高度障害保険金、特定疾病保険金を支払う際に基準となる金額です。一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢、性別、および特定疾病保険金額または特定疾病保障割合等に基づいて、マニライフ生命の定める方法で計算されます。
 - *2 積立金は、一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額です。契約日に適用される積立利率で運用します。
 - *3 次のいずれか短い期間です。
 - ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
 - ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間
- ※ 契約時に選択いただく、特定疾病保険金の金額または特定疾病保障割合によってイメージ図は異なります。
- ※ 初期抑制型死亡のみ保障特則（告知なしタイプ）、積立金区分特約とあわせて適用できません。



**この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。**

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

※お申込み後にタイプとコースの変更はできません。

■ 受取コースの特徴

積立金を「基本積立金」と「特約積立金」に分け、積増金を、特約積立金に毎年加算します。

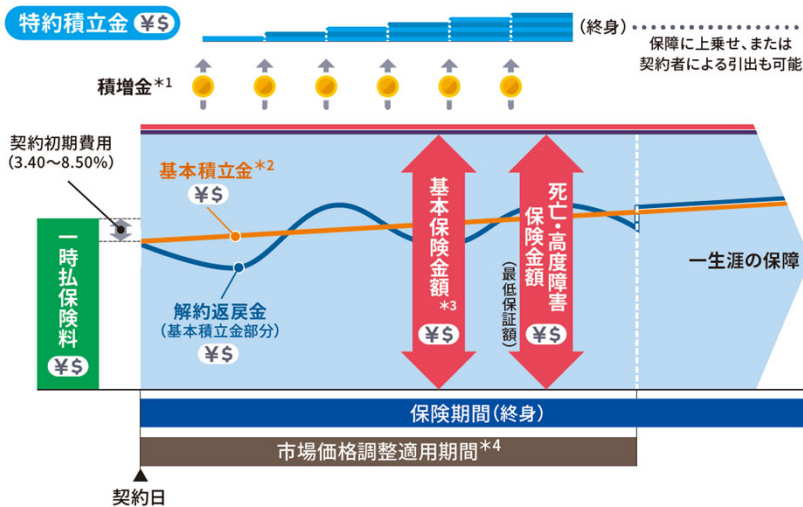
- 積増金は、契約日の1年後から毎年、特約積立金に加算されます。特約積立金はいいつでも引出せます。契約者ご自身で、必要なときに必要な金額を受取れます。

※ 特約積立金を一部引出す場合の最低額は、10万円または1,000米ドル／豪ドルとなります。

■ イメージ図

告知ありタイプ

(¥\$) マークは契約通貨建です



*1 積増金は、一時払保険料相当額に積増率を乗じた金額となります。積増率は、円は0.5%、米ドル／豪ドルは1.0%となります。

*2 基本積立金は、積立利率および経過した年月日数により計算します。なお、計算に際しては、死亡保障、高度障害保障（告知ありタイプのみ）に必要な費用および積増金の加算に必要な費用を控除します。また、契約日に、一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用として契約初期費用を控除します。

*3 基本保険金額は、死亡保険金および高度障害保険金（告知ありタイプのみ）を支払う際に基準となる金額です。一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢、性別および積増率等に基づいて、マニライフ生命の定める方法で計算されます。

*4 次のいずれか短い期間です。

- ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
- ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

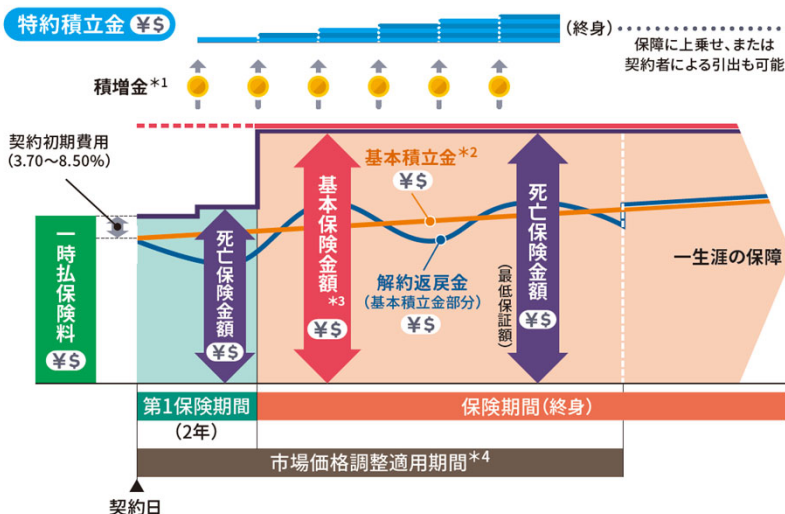
※ この特約は、特定疾病保障特則（24）をあわせて適用できません。

※ 特約積立金の一部または全部を引出す際、市場価格調整は適用されません。

告知なしタイプ

第1保険期間：2年の場合

(¥\$) マークは契約通貨建です



**この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。**

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる場合があります。

■ 保障内容

告知ありタイプ

【基本コース】

	支払金額	支払事由	受取人
死亡保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額	被保険者が死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	①基本保険金額 ②解約返戻金額	被保険者が傷害または疾病により所定の高度障害状態* ¹ に該当されたとき	被保険者

【特定疾病保障コース】

	支払金額	支払事由	受取人
死亡保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額	被保険者が死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	①保険金額* ² ②解約返戻金額	被保険者が傷害または疾病により所定の高度障害状態* ¹ に該当されたとき	被保険者
特定疾病保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額 ①特定疾病保険金額 ②特定疾病保険金部分の解約返戻金額	被保険者が所定の特定疾病の状態* ³ に該当されたとき	被保険者

【受取コース】

	支払金額	支払事由	受取人
死亡保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額	被保険者が死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	①基本保険金額＋特約積立金額 ②解約返戻金額	被保険者が傷害または疾病により所定の高度障害状態* ¹ に該当されたとき	被保険者

- * 1 くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。
- * 2 特定疾病保険金のお支払い前は基本保険金額、特定疾病保険金のお支払い後は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額となります。
- * 3 下表「特定疾病保険金の対象となる特定疾病」をご覧ください。
- ※支払事由に該当し、いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。特定疾病保障コースのみ、特定疾病保険金を支払った後も、契約は続きます。ただし、特定疾病保険金額が基本保険金額と同額の場合、契約は消滅します。

特定疾病保険金の対象となる特定疾病

特定疾病	支払事由
悪性新生物 〔ガン〕	ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 急性心筋梗塞を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ② 急性心筋梗塞の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、次の①②のいずれかに該当した場合 ① 脳卒中を発病して初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ② 脳卒中の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術を受けたとき

- ※「上皮内ガン」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」を除きます。
- ※「ガン責任開始日」とは、この特則の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目を行います。

【基本コース】

【第1保険期間】

保険金	支払金額*1	支払事由	受取人
死亡保険金	一時払保険料相当額*2× (100%+逡増率*3×契約日からの経過年数*4)	被保険者が第1保険期間に死亡されたとき	死亡保険金受取人

【第2保険期間】

保険金	支払金額	支払事由	受取人
死亡保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②解約返戻金額	被保険者が第2保険期間に死亡されたとき	死亡保険金受取人

【受取コース】

【第1保険期間】

保険金	支払金額*1	支払事由	受取人
死亡保険金	一時払保険料相当額*2× (100%+逡増率*3×契約日からの経過年数*4) + 特約積立金額	被保険者が第1保険期間に死亡されたとき	死亡保険金受取人

【第2保険期間】

保険金	支払金額	支払事由	受取人
死亡保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額 ①基本保険金額 + 特約積立金額 ②解約返戻金額	被保険者が第2保険期間に死亡されたとき	死亡保険金受取人

*1 解約返戻金額が支払金額の算式の金額を超える場合は、解約返戻金額をお支払いします。

*2 基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額

*3 逡増率は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりです。

・60歳以下：1.50% ・61歳以上70歳以下：1.00% ・71歳以上80歳以下：0.50% ・81歳以上：0.20%

*4 1年未満は切捨て

※支払事由に該当し、いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

■ 契約後の取扱い

基本保険金額の増額	取扱いできません
基本保険金額の減額	可能 ※減額後の基本保険金額が、マニライフ生命所定の金額を下回る場合は、基本保険金額の減額は取扱いできません。 ※基本コースで、基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。 特定疾病保障コースで、特定疾病保険金額を指定し、基本保険金額の減額をした場合、基本保険金額と同じ割合で特定疾病保険金額も減額されます。受取コースで、基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で基本積立金額も減額されます。ただし、特約積立金は減額されません。 ※減額時の解約返戻金についての詳細は、P.7「解約返戻金」をご覧ください。
解約	可能 ※解約した場合、ご契約は消滅します。 ※解約時の解約返戻金についての詳細は、P.7「解約返戻金」をご覧ください。
契約者貸付	取扱いできません
契約者配当金	取扱いできません

■ 付加できる特約・特則

円支払特約 B 型 (契約通貨が米ドル・豪ドルの場合)	外貨建の保険金等を、円でお受取りいただける特約です。
リビング・ニース特約 (告知ありタイプの場合)	被保険者の余命が6か月以内と判断された場合、マニライフ生命の定める範囲内で死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。
指定代理請求特約 (告知ありタイプの場合)	被保険者が受取人になる保険金（高度障害保険金、特定疾病保険金とリビング・ニース特約の特約保険金）について、被保険者ご自身でご請求いただけない所定の事情がある場合、被保険者にかわって、指定代理請求人が保険金をご請求いただける特約です。
特定疾病保障特則（24） (告知ありタイプの場合)	被保険者が特定疾病による支払事由に該当した際、特定疾病保険金を被保険者に支払う特則です。特定疾病保険金を支払った後も、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額が死亡・高度障害保険金として一生涯継続します。 ただし、特定疾病保険金額が基本保険金額と同額の場合、契約は消滅します。
積立金区分特約	積立金は基本積立金と特約積立金に区分されます。 次の方法で計算した積増金が特約積立金に毎年加算される特約です。 $\text{積増金} = \text{一時払保険料相当額} * 1 \times \text{積増率} * 2$

* 1 基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額となります。
* 2 積増率は、円は0.5%、米ドル／豪ドルは1.0%となります。

■ 解約返戻金

● ご契約を解約・減額される時期によって、解約返戻金額の計算方法が異なります。

〔基本コース・特定疾病保障コース〕

期間	解約返戻金額
市場価格調整適用期間 * 1 中	解約計算基準日・減額計算基準日 * 2 の積立金額 * 3 × 市場価格調整率 (注)
市場価格調整適用期間 * 1 経過後	解約計算基準日・減額計算基準日 * 2 の積立金額 * 3

〔受取コース〕

期間	解約返戻金額
市場価格調整適用期間 * 1 中	解約計算基準日・減額計算基準日 * 2 の基本積立金額 * 3 × 市場価格調整率 (注) + 特約積立金額
市場価格調整適用期間 * 1 経過後	解約計算基準日・減額計算基準日 * 2 の基本積立金額 * 3 + 特約積立金額

〔注〕市場価格調整率

運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

- * 1 次のいずれか短い期間です。
 - ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
 - ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間
- * 2 マニライフ生命が解約・減額の請求書類を受け付けた日。ただし、書類の提出以外の方法（マニライフ生命の定める方法に限り）により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日
- * 3 減額の場合は、減額された基本保険金額に対応する積立金額（受取コースの場合は、基本積立金額）

➡参照 くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。



契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。
市場価格調整適用期間中は市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額に反映させます（市場価格調整）。これにより、解約返戻金額は増減 * 4 することがあります。
したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
* 4 解約時の市場価格調整利用率が契約時と比較して高くなった場合、解約返戻金額は減少することがあります。

■ この保険のリスクと費用

● 解約返戻金額が一時払保険料を下回るおそれがあります。

契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を反映させます（市場価格調整）。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

● 為替変動による損失のおそれがあります。 契約通貨が次のとき： 米ドル 豪ドル

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

● 次の費用をご負担いただきます。

① 契約初期費用

契約日に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用（契約初期費用）を控除します。契約初期費用は、契約年齢*および契約通貨に応じた下表の割合を一時払保険料に乗じた金額となります。

告知ありタイプ

項 目	契約年齢*	契約通貨	
		円	米ドル／豪ドル
保険契約の締結に必要な費用 (契約初期費用)	34歳以下	4.50%	8.50%
	35歳～39歳	4.40%	8.25%
	40歳～44歳	4.30%	8.00%
	45歳～49歳	4.20%	7.75%
	50歳～54歳	4.10%	7.50%
	55歳～59歳	4.00%	6.80%
	60歳～64歳	3.90%	6.10%
	65歳～69歳	3.80%	5.40%
	70歳～74歳	3.70%	4.70%
	75歳～79歳	3.60%	4.00%
	80歳～84歳	3.50%	3.90%
	85歳以上	3.40%	3.80%

* 年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。なお、特定疾病保障コースで特定疾病保障割合100%以外を選択された場合は、特定疾病保険金部分と特定疾病保険金部分以外の部分についてそれぞれ年増年数を加えた年齢とします。

告知なしタイプ

項 目	契約年齢	契約通貨	
		円	米ドル／豪ドル
保険契約の締結に必要な費用 (契約初期費用)	34歳以下	4.50%	8.50%
	35歳～39歳	4.40%	8.25%
	40歳～44歳	4.30%	8.00%
	45歳～49歳	4.20%	7.75%
	50歳～54歳	4.10%	7.50%
	55歳～59歳	4.00%	6.80%
	60歳～64歳	3.90%	6.10%
	65歳～69歳	3.80%	5.40%
	70歳以上	3.70%	5.00%

② 保険関係費

告知ありタイプ [基本コース、受取コース]

● 保険契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障および高度障害保障に必要な費用

積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。また、積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。

告知ありタイプ [特定疾病保障コース]

● 保険契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用

積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。また、積立金の計算に際して死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用を控除します。

告知なしタイプ

〔基本コース、受取コース〕

- 保険契約の締結・維持および死亡保障に必要な費用

積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。また、積立金の計算に際して死亡保障に必要な費用を控除します。

※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律に記載できません。

③ 外貨の取扱いによる費用 契約通貨が次のとき： **米ドル** **豪ドル****告知ありタイプ****告知なしタイプ**

- 金融機関で通貨交換をされる場合

外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります（詳しくは取扱金融機関にご確認ください）。

- 金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合

一時払保険料を外貨でお払込みいただく際や保険金などを外貨でお受取りの際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります（詳しくは取扱金融機関にご確認ください）。

- 通貨交換に関する特約等を利用される場合

「保険料米ドル入金特約B型」「保険料円入金特約B型」および「円支払特約B型」などの為替レートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各為替レートは、マニライフ生命指定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を基準として計算された為替レートです。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
「保険料米ドル入金特約B型」などの為替レート	$(\text{契約通貨のTTM}) \div (\text{保険料の払込通貨のTTM} - 50\text{銭})$	
「保険料円入金特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
「円支払特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭

※2025年4月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

➡参照 くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご覧ください。

■ 契約後の情報提供等**マイページ****mypage.manulife.co.jp**

- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 住所・電話番号等の変更など、各種手続き 等

ご登録はこちら

**コールセンター****0120-063-730**

受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）

- 積立利率、「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート、「円支払特約B型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等

この資料は、ご契約者さま用商品説明資料です。商品の詳細については、次の資料をご覧ください。

ご契約のしおり／約款